

自動車保険の改定のご案内

平素は三井住友海上の自動車保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、当社では2018年1月1日以降始期のご契約から自動車保険を改定いたしました。お客さまに一層の安心と信頼をお届けするために商品の改定を行うとともに、社会環境の変化や直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準等の見直しを行っております。本ご案内をご確認いただき、引続き三井住友海上をご用命くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

GK : GK クルマの保険 **一般用** : 自動車保険・一般用 **ドライバー** : GK クルマの保険・ドライバー保険 **はじめて** : はじめての自動車保険

1 保険料の改定

1 保険料水準の見直し

GK **一般用** **はじめて**

直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準の見直しを実施します。これにより、保険料全体水準は引下げとなります。ただし、お客さまのご契約条件によっては保険料が引上げとなる場合がありますのでご了承ください。

2 ASV割引の新設

GK **一般用** **はじめて**

近年、先進安全自動車 (ASV) の普及が急速に進んでいる状況を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキ (AEB) が装着されている自動車にASV割引を導入します。



【対象車種】



ASV割引適用期間

型式別料率クラスの適用

【対象車種】	ASV割引適用期間	型式別料率クラスの適用
自家用 (普通・小型) 乗用車	型式の発売年月から約3年間 ^(注1) ASV割引 約9% ^(注2) を適用	型式別料率クラス制度 ^(注3) により 型式ごとの事故データが保険料に反映
自家用軽四輪乗用車	型式の発売年月を問わず ASV割引 約9% ^(注2) を適用	型式別料率クラス制度 ^(注3) の適用なし

(注1) 保険始期日が2018年1月1日以降で、型式の発売年月が保険始期日の属する年から3年前の4月以降である場合、ASV割引を適用します。
(注2) 「交通乗用具事故特約」または「自動車事故特約」をセットした場合は、9%より低い割引率となります。
(注3) 型式別料率クラス制度では、自動車ごとのリスクがより正確に保険料に反映されるよう、型式ごとに過去3年間の事故実績をもとに「料率クラス」が決定されます。このため、この制度が適用される自家用 (普通・小型) 乗用車と、適用されない自家用軽四輪乗用車では、ASV割引が適用される期間が異なっています。なお、自家用軽四輪乗用車にも型式別料率クラス制度の導入が検討されており、導入された場合にはASV割引の適用期間が見直される場合があります。

衝突被害軽減ブレーキ (AEB) とは、自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ装置のことをいいます。なお、ASVとはAdvanced Safety Vehicleの略、AEBとはAutonomous Emergency Brakingの略です。

3 新車割引の改定

GK **一般用** **はじめて**

車両保険に適用される新車割引について、割引対象となる期間を拡大し、ご契約のお車の初度登録 (初度検査) から「26か月以上49か月以内」を保険始期日としてご契約いただいた場合にも新車割引が適用されるよう改定します。また、割引率を次のとおり改定します。^(注1)

【車両保険に適用される新車割引】	改定前	改定後	
	25か月以内	25か月以内	26か月以上49か月以内
自家用 (普通・小型) 乗用車	7%割引	11%割引 (21%割引)^(注2) 割引率拡大 割引期間拡大	
自家用軽四輪乗用車	2%割引	2%割引 (10%割引)^(注2) 割引率拡大 割引期間拡大	

(注1) 対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害および搭乗者傷害に適用される新車割引率および適用期間に変更はありません。
(注2) 6等級 (S) の場合の割引率となります。なお、6等級 (S) で保険期間が1年超のご契約については、初年度のみ6等級 (S) の割引率が適用されます。
※ハイブリッド車、電気自動車等は、新車割引が適用される各補償項目において適用される割引率が拡大されます。

4 記名被保険者年齢別料率の改定

GK **一般用** **はじめて**

記名被保険者が個人かつ運転者年齢条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」としている場合、始期日時点の記名被保険者の年齢が「60才以上」のときは、その年齢に応じて「60～69才」または「70才以上」の2区分いずれかの記名被保険者年齢別の料率が適用されていました。改定後は、記名被保険者の年齢が「60～84才」の場合は、記名被保険者の年齢 (1才ごと) 別の料率が適用されます。

※1 保険期間が1年超のご契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。
※2 記名被保険者の年齢が「85才以上」の場合は、記名被保険者の年齢にかかわらず、一律の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

2 商品の魅力アップ

魅力 ① 『GK 見守るクルマの保険』の新設 (『事故発生のお知らせに関する特約』の新設)

GK

『GK 見守るクルマの保険』では、当社が貸与する専用車載器および専用アプリにより次のサービスを提供します。

＜ご提供するサービス＞

高速道路逆走事故防止アラート、指定区域外走行時通知アラート等

①衝突検知時の自動発信に関するサービス ②安全運転診断に関するサービス ③事故防止支援に関するサービス

※1 『GK 見守るクルマの保険』は、『GK クルマの保険』に『事故発生のお知らせに関する特約』をセットした契約のペットネームです。サービス名称は変更の可能性があります。また、専用車載器とは『GK 見守るクルマの保険』専用のテレマティクス端末をいいます。

※2 ご加入を希望される場合、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

魅力 ② 「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」の新設

GK

一般用

はじめて

ご契約のお車への不正アクセスや車両の欠陥等により事故が発生し、被保険者に法律上の賠償責任がないことが裁判等により確定した場合に、被害者を救済するための費用を補償する特約を新設します。

※対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に必ずセットされます。

＜『車両保険無過失事故特約』の改定＞ 一方的に追突された場合などに加えて、ご契約のお車への不正アクセスや車両の欠陥等に起因して生じた他物との衝突・接触等の事故が発生した場合で、ご契約のお車を所有・使用している方に過失がないことが裁判等により確定した場合についても、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定において事故件数に数えない事故として車両保険金をお支払いするように改定します。

魅力 ③ 車両保険に関する特約の改定

(1) 車両保険の補償範囲を限定する特約の改定 GK 一般用 はじめて

『車両危険限定特約』の補償範囲を拡大して、『車両保険10補償限定』特約に名称を変更します。また、『車両危険限定(A)特約』は、『車両保険17補償限定』特約に名称を変更します。

補償する事故(主な事故例)	現行 車両危険 限定特約を セット	改定後		
		車両保険 「10補償限定」 特約をセット	車両保険 (一般車両)	(参考) 車両保険「7補償 限定」特約をセット 一般用のみセット可
①相手自動車との衝突・接触 (相手が確認できる場合)	○	○	○	×
②あて逃げ (相手が確認できない自動車との衝突・接触)	×	○ NEW	○	×
③ご契約のお車の所有者が所有する別の 自動車との衝突・接触	×	○ NEW	○	×
④火災・爆発 ⑤盗難 ^(注1) ⑥騒擾(そうじょう)、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑦台風・竜巻・洪水・高潮 ⑧落書、いたずら、窓ガラス破損 ⑨飛来中または落下中の他物との衝突 ⑩その他の偶然な事故(①～⑨および⑪～⑭に該当する事故を除きます。)	○	○	○	○
⑪歩行者・自転車・動物 ^(注2) との衝突・接触 ⑫電柱・ガードレール等との衝突 ⑬墜落・転覆	×	×	○	×
⑭地震・噴火・津波	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

(注2) 鳥類など飛来中の動物との衝突は「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

＜『車対車事故免責ゼロ特約』の改定＞ GK 一般用 免責がゼロとなる範囲を拡大し、「①相手自動車との衝突・接触」に加え、「②あて逃げ」、「③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触」についても免責がゼロとなるように改定します。

(2) 『全損時諸費用特約』の改定 GK^(注) 一般用 はじめて

ご契約条件にかかわらず、全損時諸費用保険金の下限を10万円とします。また、『全損時諸費用倍額払特約』は全損時諸費用保険金の下限を20万円とします。

(注) GK では、車両保険付き契約に必ずセットされます。

魅力 ④ その他の改定

(1) 『対物超過修理費用特約』の改定 GK 一般用 ドライバー はじめて

『対物超過修理費用特約』は、相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度にお支払いする^(注1)特約です。この特約を、対物賠償保険付き契約に必ずセットする^(注2)よう改定し、万が一の対物事故に備えてさらなる安心をご提供します。

(注1) 相手の方の車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限りです。

(注2) 一般用 で「記名被保険者が法人」または「ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車」の場合は、任意にセットできます。

(2) 『法人契約の指定運転者特約』の新設 一般用

記名被保険者が法人の場合に、その法人の代表権を有する方を「指定運転者」として設定できる特約を新設します。この特約をセットし、「指定運転者」を設定することにより、①「指定運転者」②「指定運転者の配偶者」③「①②の同居の親族」および④「①②の別居の未婚の子」について、ご契約内容に応じて、他車運転特約等の補償が適用されます。

●このご案内は、2018年1月改定の概要をご説明したものです。なお、満期を迎えるご契約の始期日が2016年12月31日以前の場合(保険期間が1年超のご契約のお客さま)、本改定前に実施済みの自動車保険の改定等による変更点があります。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

●2018年1月1日以降のご契約の詳細は、パンフレット、『重要事項のご説明』または『ご契約のしおり(約款)』等をご覧ください。

●『GK クルマの保険』は家庭用自動車総合保険、『自動車保険・一般用』は一般自動車総合保険、『GK クルマの保険・ドライバー保険』は自動車運転者損害賠償責任保険、『はじめての自動車保険』は個人用自動車保険の略称です。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
http://www.ms-ins.com

